

第 38 回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時：平成 21 年 5 月 11 日（月）10：00～

場 所：プリムローズ大阪 2 階 鳳凰の間

1．会長等の選任について

大阪府環境審議会条例第 4 条第 1 項に基づき、出席委員の選挙により、奥野委員（大阪府立大学学長）が会長に選任された。また、同条第 3 項に基づき、奥野会長が、池田敏雄委員（関西大学名誉教授）を会長代理に指名した。

2．環境基本条例に基づく環境総合計画について（諮問）

環境基本条例第 9 条に基づく環境総合計画の策定にあたり、長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項について、諮問があった。

その結果、専門性が特に高く、集中的な議論が必要であることから部会を設置することに決定した。

3．大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて（諮問）

下記の理由から、土壌汚染対策制度の見直しについて、諮問があった。

- ・法、条例に基づく土壌汚染対策制度を運用してから 6 年以上が経過し、運用上の課題が生じてきていること。
- ・より適切な土壌汚染調査、対策を推進できる制度について検討する必要があること。
- ・本年 4 月の法改正に伴い、法との整合性について再度検討する必要があること。

その結果、専門性が特に高く、集中的な議論が必要であることから部会を設置することに決定した。

4．河川水質環境基準に係る類型指定について（水質環境基準部会報告）

本件は、第 37 回環境審議会（H20.11）において、知事から諮問があり、専門的な見地からの検討を行う標記部会が設置され、検討されてきた。

この度、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、答申をいただいた。

【答申の主な内容】

寝屋川を上流部と下流部で 2 つの水域に分け、指定水域数を 80 水域から 81 水域とする。

17 水域について上位類型に改定する。

21 水域について達成期間を見直す。

新たに、水生生物の保全に関する項目をあてはめることとし、9 水域を生物 A に、50 水域を生物 B に指定する。

留意事項として、今後も概ね 5 年ごとを目途に検討を行うこと、大腸菌群数について国の検討状況等の情報収集を行うこと、水生生物の保全に関して D 類型・E 類型

水域の状況も把握すること、水生生物に関するデータを集積すること、の4点が付されている。

5．平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

知事から諮問のあった標記計画について、平成21年1月22日に開催された水質測定計画部会で審議・決議された事項について、部会長から報告がなされた。

【内容】調査地点数は、河川水質105河川144地点、河川底質49地点、海域水質22地点、海域底質15地点、地下水概況調査80地点、継続監視調査144地点。

6．四條畷鳥獣保護区の指定について

知事から諮問のあった標記指定について、平成21年3月30日に開催された野生生物部会で審議・決議された事項について、部会長から報告がなされた。

【内容】四條畷市東部地域約1,100haを鳥獣保護区に指定する。

7．温泉法に基づく温泉掘削等の許可について

知事から諮問のあった標記許可について、平成21年2月16日に開催された温泉部会で審議・決議された事項について、部会長から報告がなされた。

【内容】温泉掘削2件、動力装置設置2件を許可することに支障なし。

8．三箇牧水路汚染底質の処分について

標記については、第37回環境審議会（H20.11）において、無害化処理に要する費用の負担計画について答申がなされたところであるが、答申を見た事業者から自主的に処分したい旨の申し出があったため、公害防止事業事業者負担法の手続きによらず自主的な処分を認めることにした旨、大阪府から報告した。